

⑥ その他

- (ア)物置等の付帯施設は、住宅侵入の足場とならないように配置すること。
 (イ)玄関、勝手口、庭等には、夜間における見通しを確保するためにセンサーライトなどの屋外照明を設置すること。



センサーライト



- (ウ)建築中の住宅の足場や建築資材が、隣接住宅への侵入の足場とならないよう配慮すること。

建築中の住宅の足場や建築資材は、きちんと管理し、工事中以外はシートをかけるなど、犯罪企図者が住宅侵入に利用できないような配慮が必要となる。

2 共同住宅

犯罪の防止に配慮した共同住宅を普及させるため、次のような構造、設備等に配慮するよう努めるものとする。

また、当該共同住宅の防犯性の向上を図るため、あらかじめ警察署長の意見を求めるよう努めるものとする。

条例第15条第1項では、「共同住宅を建築する場合は、当該住宅の防犯性の向上を図るために、あらかじめ当該共同住宅の地域を管轄する警察署長の意見を求めるよう努めるものとする。」と規定している。

また、条例第15条第3項では、「県は共同住宅の建築主等に対し、当該共同住宅が防犯に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を講ずるものとする。」と規定している。

共同住宅について、建築工事前の計画段階において、建築主等に防犯パンフレット等を渡し助言等することで、より防犯上の配慮が行き届いた共同住宅の普及を図ろうとするものである。

① 敷地内の配置及び動線

(ア)配置

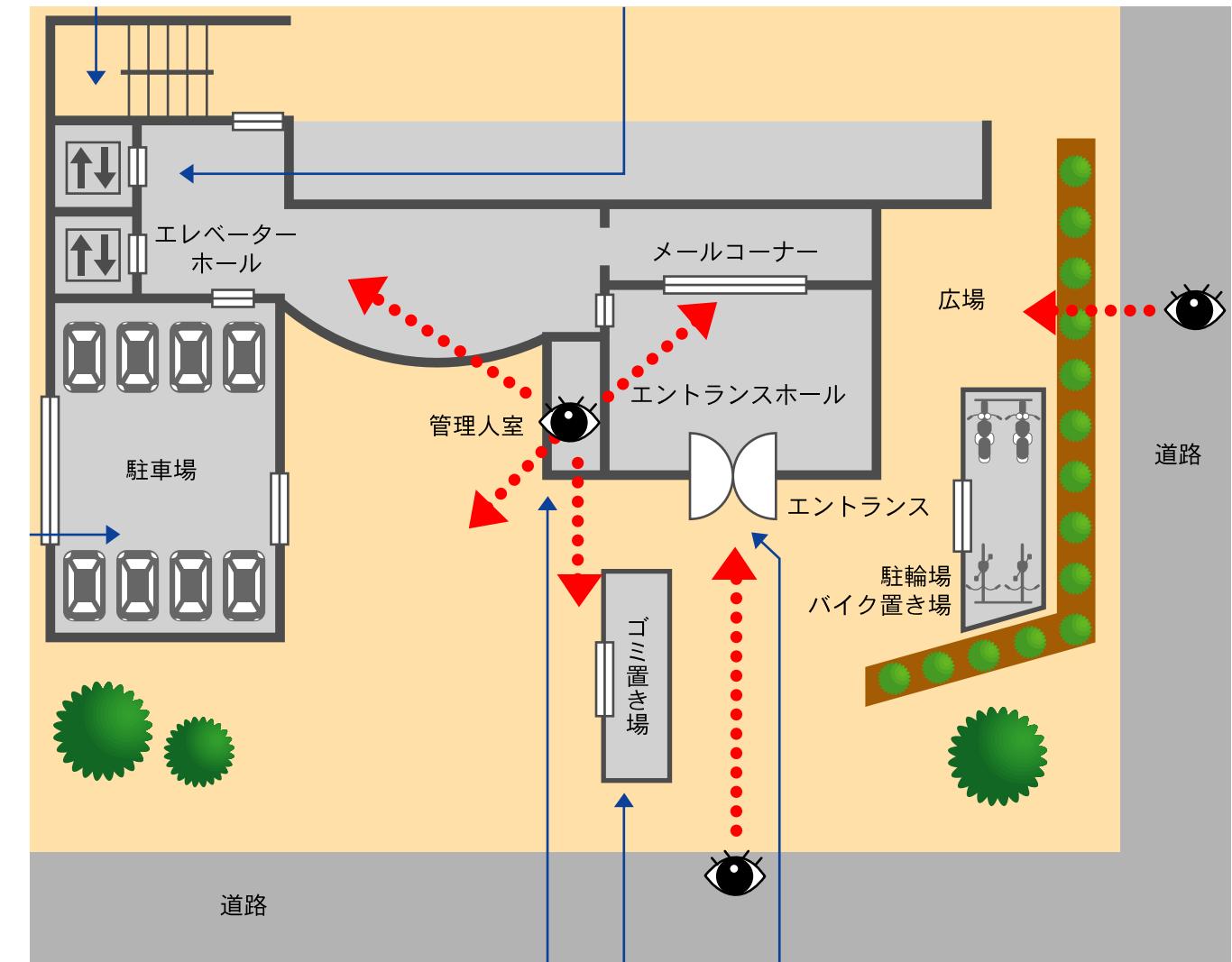
- ①プライバシーの確保に配慮しつつ、できるだけ周囲からの見通しが確保できるようにすること。
- ②塀や門扉等を設置することにより、犯罪企図者に対し、物理的・心理的に侵入しにくいものとすること。

家中及び周囲からの監視が行き届きやすいようにするとともに、境界線に工作物を設置することで犯罪企図者が敷地内に入りにくい雰囲気を作ることとなる。

(イ)動線

動線計画に当たっては、敷地内への犯罪企図者の侵入を防止し、又は発見しやすくするよう、建物、囲障等の計画に配慮すること。

共同住宅に用のない人が入り込まないように、敷地内を通り抜けできないような建物の配置や囲障等を計画することが重要となる。



「動線」とは、人が移動する方向・頻度などを示す線をいう。
 動線が明確になると、それ以外の場所にたたずむ犯罪企図者が目立つこととなり、犯罪者を寄せつけにくくする効果が期待できる。